

令和6年度

第3回 湯沢市農業委員会総会議事録

令和6年6月11日

湯 沢 市 農 業 委 員 会

第3回湯沢市農業委員会総会議事録

日時 令和6年6月11日（火）午後1時30分

場所 湯沢市役所会議室41

開会 午後 1 時40分

閉会 午後 2 時25分

1) 出席した委員の氏名は次のとおりである。

1番	福嶋 富子	10番	瀬川 等
2番	佐々木 昇	12番	沓澤 弥
3番	伊藤 秀郎	13番	加藤 エリ子
4番	川崎 秀悦	14番	佐藤 栄子
5番	水戸 義昭	16番	高橋 忠雄
6番	姉崎 与志弘	17番	宮原 正明
7番	佐藤 昇	18番	高橋 敬悦（会長職務代理者）
8番	加藤 艶子	19番	高橋 伸太郎（会長）
9番	由利 幸悦		

2) 欠席した委員

11番	麻生 良子	15番	高橋 郁夫
-----	-------	-----	-------

3) 遅刻した委員

なし

19名中17名出席
(午後1時40分)

4) 出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	新山 栄泰
班 長	高山 善樹
主 幹	柴田 麻紀

5) 会議の提出案件

1 会務報告

2 報 告

- ・報告第2号 第1回農地対策専門委員会の報告について
- ・報告第3号 第4回運営委員会の報告について
- ・農地法に基づく届出等の報告
 - (1) 賃貸借契約合意解約
 - (2) 使用貸借契約合意解約
 - (3) 申請許可状況

3 議 案

- 議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第12号 湯沢市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第13号 湯沢市農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）
- 議案第14号 農用地利用集積等促進計画策定の要請について
- 議案第15号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長	議 事 開会宣言 午後 1 時40分 委員総数19名中、ただいまの出席委員は17名であります。定足数に達しており、会議が成立しますので、総会を開会いたします。 なお、本日欠席届を提出されている委員の方は、11番 麻生 良子 委員、15番 高橋 郁夫 委員 であります。 次に、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。従前の例によりこちらからご指名してよろしいでしょうか。 （異議なしの声あり）
議 長	それでは、6 番 姉崎 与志弘 委員、7 番 佐藤 昇 委員 の両名を指名いたします。 次に、会期についてお諮りいたします。本日一日限りとしてはいかがでしょうか。 （異議なしの声あり）
議 長	それでは、本日一日限りと決定いたします。 本日の議題は、会務報告のほか報告 3 件、議案 6 件であります。 議事の進行方法については、次のような方法で進めたいと思います。 冒頭に議案を上程し、質疑が終了した後に挙手による採決を行います。 また、議事参与制限の該当者がいる場合は、提出議案朗読説明後、退席していただきますので、ご協力をお願いいたします。 なお、発言される場合は挙手の上、指名されてから報告、議案の趣旨に沿った発言をお願いします。また、私語は慎むようお願いいたします。 それでは、会務報告の説明をお願いいたします。
議 長	（新山事務局長、挙手） 新山事務局長。 （会務報告、朗読説明）
議 長	会務報告の内容について、ご質問はありませんか。 （質問なしの声あり）
議 長	それでは、只今の報告をご了承願います。 次に、報告第 2 号 第 1 回農地対策専門委員会の報告をお願いします。

議 長	(12番 沓澤 弥 委員、挙手) 12番 沓澤 弥 委員。 (第1回農地対策専門委員会報告、朗読説明)
議 長	報告第2号 第1回農地対策専門委員会の報告について、ご質問はありますか。 (質問なしの声あり)
議 長	それでは、只今の報告をご了承願います。 次に、報告第3号 第4回運営委員会の報告をお願いします。
議 長	(18番 高橋 敬悦 職務代理者挙手、挙手) 18番 高橋 敬悦 職務代理者。 (第4回運営委員会報告、朗読説明)
議 長	報告第3号 第4回運営委員会の報告について、ご質問はありますか。 (質問なしの声あり)
議 長	それでは、只今の報告をご了承願います。 次に、農地法に基づく届出等の報告をお願いします。
議 長	(高山班長、挙手) 高山班長。
高山班長	今月の農地法に基づく届出等の報告をいたします。 議案書2ページをご覧ください。1 賃貸借契約合意解約通知は7件で、面積は45,705㎡であります。解約事由は、借人の都合によるものが5件、第三者へ利用権設定するため1件、利用集積計画延長による合意解約が1件であります。2 使用貸借契約合意解約通知は1件で、面積は18,545㎡であります。解約事由は、第三者へ利用権設定するためであります。 次に、議案書3ページをご覧ください。3 申請許可状況であります、先月の転用案件は3件で、5条賃貸借権設定 申請番号第1号と、5条所有権移転申請番号 第1号は、秋田県農業会議常設審議委員会に諮問し許可相当の答申を受け、5月22日付けで許可し、秋田県農業会議常設審議委員会に諮問の必要がなかった5条所有権移転 申請番号第2号は、5月14日付けで許可しております。報告は以上です。

議 長	只今の報告内容について、ご質問ありませんか。 (質問なしの声あり)
議 長	それでは、ご了承願います。 次に議事に入らせていただきます。 議案第11号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。案件について事務局より説明をお願いします。 (高山班長、挙手)
議 長	高山班長。
高山班長	議案第11号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地法第3条の規定による許可申請書を受理したので、許可の可否について決定を要す。令和6年6月11日提出。 議案書5ページをご覧ください。使用貸借権設定は1件で、面積は558㎡であります。申請番号第1号の申請事由は、兼業による経営縮小のためであります。 次に、議案書6ページから7ページをご覧ください。所有権移転は5件で、面積は24,126㎡であります。申請事由は、申請番号第4号は農業廃止のため、5号、8号は経営縮小のため、6号は相手方の要望のため、7号は兼業による経営縮小のためとなっております。売買価格は総会資料記載のとおりであります。説明は以上です。
議 長	説明が終わりました。質疑を行います。何か質問はございませんか。 (質問なしの声あり)
議 長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	全員挙手。議案第11号「農地法3条の規定による許可申請について」申請のとおり許可することに決定いたします。 次に、議案第12号「湯沢市農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。案件について事務局より説明をお願いします。 (高山班長、挙手)
議 長	高山班長。

高山班長	議案第12号「湯沢市農用地利用集積計画の決定について」、湯沢市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）、以降「旧農業経営基盤強化促進法」と略して説明させていただきます、第18条第1項の規定に基づき、計画の可否について決定を要す。令和6年6月11日提出。説明は以上です。
議 長	ここで、議案書14ページから15ページの経営基盤強化促進法 利用権移転 整理番号 第3号 から 第8号 までは、17番 宮原 正明 委員 に関する案件となっております。 農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願いいたします。関連議案終了後に入室・着席していただきます。 それでは、利用権移転 整理番号 第3号 から 第8号 までを審議しますので、17番 宮原 正明 委員の退席をお願いいたします。 （17番 宮原 正明 委員、退席） （午後1時53分）
議 長	事務局より説明をお願いします。
議 長	（高山班長、挙手） 高山班長。
高山班長	議案書14ページから15ページをご覧ください。経営基盤強化促進法 利用権移転 整理番号 第3号、4号、5号、6号、7号、8号は、賃貸借権の移転で、面積は26,733.61㎡であります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
議 長	説明が終わりました。質疑を行います。何か質問はございませんか。 （質問なしの声あり）
議 長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。 （全員挙手）
議 長	全員挙手。経営強化基盤促進法 利用権移転 整理番号 第3号 から 第8号 までについて、計画のとおり決定することといたします。 退席者の着席をお願いいたします。

	(17番 宮原 正明 委員、着席)	(午後 1 時54分)
議 長	次に、議案第12号 議事参与制限以外の案件について、事務局より説明をお願いします。	
議 長	(高山班長、挙手) 高山班長。	
高山班長	議案書 9 ページから12ページをご覧ください。経営基盤強化促進法 利用権設定は賃貸借権が13件で、面積は96,946㎡であります。新規の設定が12件、再設定が1件であります。賃料については総会資料記載のとおりであります。 次に議案書13ページをご覧ください。経営強化基盤促進法 所有権移転は3件で、面積は28,865.87㎡であります。申請事由は、整理番号第3号、5号は経営縮小のため、4号は農業廃止のためであります。売買価格は総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。	
議 長	説明が終わりました。質疑を行います。何か質問はございませんか。	
	(質問なしの声あり)	
議 長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。	
	(全員挙手)	
議 長	全員挙手。議案第12号 議事参与制限以外の案件について、計画のとおり決定することといたします。 次に、議案第13号「湯沢市農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）」を議題とします。案件について事務局より説明をお願いします。	
議 長	(高山班長、挙手) 高山班長。	
高山班長	議案第13号「湯沢市農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）」、湯沢市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の	

議 長	規定に基づき、計画の可否について決定を要す。令和6年6月11日提出。 説明は以上です。 ここで、議案書17ページの 集積計画整理番号（転貸人へ）第9号、10号 及び 集積計画整理番号（転借人へ）第18号は、9番 由利 幸悦 委員 に 関する案件となっております。 農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限によ り、審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願いいたします。関連 議案終了後に入室・着席していただきます。 それでは、集積計画整理番号（転貸人へ）第9号、10号 及び 集積計画 整理番号（転借人へ）第18号 を審議しますので、9番 由利 幸悦 委員 の退席をお願いいたします。 （9番 由利 幸悦 委員、退席） （午後1時58分）
議 長	事務局より説明をお願いします。
議 長	（高山班長、挙手） 高山班長。
高山班長	議案書17ページをご覧ください。集積計画整理番号（転貸人へ）第9号、 10号は、面積は20,542㎡で、貸付理由は、すべて経営縮小のためでありま す。利用集積計画整理番号（転借人へ）第18号は、経営拡張による借り受 けであります。賃料については総会資料記載のとおりであります。利用集 積計画の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満た していると考えます。説明は以上です。
議 長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。 （質問なしの声あり）
議 長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求め ます。 （全員挙手）
議 長	全員挙手。集積計画整理番号（転貸人へ）第9号、10号 及び 集積計画 整理番号（転借人へ）第18号 を計画のとおり決定することといたします。 退席者の着席をお願いいたします。

	(9番 由利 幸悦 委員、着席)	(午後2時00分)
議長	次に、議案第13号 議事参与制限以外の利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。	
議長	(高山班長、挙手) 高山班長。	
高山班長	議案書17ページから19ページをご覧ください。議事参与制限以外の利用集積計画は、利用集積計画(転貸人へ)が8件、面積は45,225.26㎡であります。 集積計画整理番号(転貸人へ)第1号から7号までの7件が新規設定で、貸付理由は、第7号が農業廃止のため、それ以外はすべて経営縮小のためであります。第8号は再設定であります。 利用集積計画(転借人へ)は7件で、集積計画整理番号(転借人へ)第8号が再設定、それ以外の6件は新規設定で、すべて経営拡張による借り受けであります。賃料については総会資料記載のとおりであります。利用集積計画の内容は、すべての利用集積計画で、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。	
議長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問はありませんか。	
	(質問なしの声あり)	
議長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます	
	(全員挙手)	
議長	全員挙手。議案第13号 議事参与制限以外の利用集積計画については、計画のとおり決定することといたします。 次に、議案第14号「農用地利用集積等促進計画策定の要請について」を議題とします。案件について事務局より説明をお願いします。	
議長	(高山班長、挙手) 高山班長。	
高山班長	議案第14号「農用地利用集積等促進計画策定の要請について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に対し要請することの可	

議 長	否について、決定を要す。令和6年6月11日提出。説明は以上です。 ここで、議案書21ページから22ページの促進計画案（移転）整理番号 第9号は、17番 宮原 正明 委員 に関する案件となっております。 農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願いいたします。関連議案終了後に入室・着席していただきます。 それでは、促進計画案（移転）整理番号 第9号 を審議しますので、17番 宮原 正明 委員の退席をお願いいたします。 (17番 宮原 正明 委員、退席) (午後2時03分)
議 長	事務局より説明をお願いします。 (高山班長、挙手)
議 長	高山班長。
高山班長	議案書21ページから22ページをご覧ください。促進計画案（移転）整理番号 第9号の促進計画案は、使用貸借権の移転で、面積は2,432㎡であります。移転事由は、移転する者は経営縮小のため、移転を受ける者は経営拡張のためであります。県の公告は令和6年7月30日となっております。説明は以上です。
議 長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。 (質問なしの声あり)
議 長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	全員挙手。促進計画案（移転）整理番号 第9号について、原案のとおり農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画の策定を要請することに決定します。退席者の着席をお願いいたします。 (17番 宮原 正明 委員、着席) (午後2時04分)
議 長	次に、議案第14号 農地中間管理事業（再配分）の促進計画案について、審議します。事務局より説明をお願いします。

議 長	(高山班長、挙手) 高山班長。
高山班長	議案書23ページをご覧ください。促進計画案（再配分）は1件で、面積は16㎡であります。「上院内地区 農地中間管理機構関連ほ場整備事業」に伴い、他の基盤整備事業の対象農地と貸借期間を合わせる必要があることから、終期の変更（延長）を行うためのものであります。県の公告は令和6年7月30日となっております。説明は以上です。
議 長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。 (質問なしの声あり)
議 長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	全員挙手。議案第14号 農地中間管理事業（再配分）の促進計画案について、原案のとおり農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画の策定を要請することに決定します。 次に、議案第15号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明をお願い致します。
議 長	(高山班長、挙手) 高山班長。
高山班長	議案第15号「農地法第4条の規定による許可申請について」、1 農地法第4条第1項の規定による許可申請書を受理したので、同条第4項及び第5項の規定により秋田県農業会議に諮問するため同意を求める。2 農地法第4条第3項及び市町村への権限移譲の推進に関する条例第8条の規定により、許可の可否判断を会長に一任することの同意を求める。令和6年6月11日提出。 議案書25ページをご覧ください。4条申請番号第1号について説明させていただきます。議案付属資料は7ページから15ページをご覧ください。申請地は、湯沢市■■■■■■■■■■、地目は田、面積は■■■■㎡であります。 申請内容は、申請人の同居家族の就職等に伴い世帯で保有する自家用車の台数が増え、自宅敷地では保管が困難となったため、自宅に隣接する申請地に新たに車庫を建築するとともに、駐車スペースと南側市道■■■■■■■■■■

		線から出入りするための通路を設けるための転用であります。 申請地は、湯沢駅から■■■■km、市立山田中学校から■■■■kmに位置し、東側は宅地、西側は水路、南側及び北側は道路に隣接しており、農地区分は、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地（その他農地）と判断しました。 事業計画は、高さ■■m、土量■■m³の造成工事を行い、車庫■■m²と駐車スペース・通路等■■m²を整備するものです。事業費は、造成・整地経費・建物建設経費・設計費を合わせ■■■■円、測量・登記経費■■■■円、搬入費等諸経費■■■■円、計■■■■円で、資金計画は、全額自己資金となっており、通帳の写しにより確認しております。 被害防除計画については、西側水路敷との境界にコンクリートの土留めを設け周辺に影響が無いよう配慮するとのことです。汚水・生活雑排水は発生せず、雨水は自然流下により処理する計画です。 許可判断として、第2種農地であります。申請農地に代えて当該事業の目的を達成出来る他の土地は無く、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、不許可の例外である規則第33条第4号に該当するものと考えられるためやむをえないものと判断しました。説明は以上です。
議	長	ここで、現地確認結果について、16番 高橋 忠雄 委員から報告願います。
議	長	(16番 高橋 忠雄 委員、挙手) 16番 高橋 忠雄 委員。
16	番	議案第15号の現地確認について報告いたします。 5月27日、15番 高橋 郁夫 委員 と私の2名、事務局1名とで現地確認をしてまいりました。 先ほど、事務局より説明があったとおり、申請された案件については、事前着工もなく、周辺の状況と申請書類を照らし合わせた結果、転用にあたっては特に問題がないものと見てまいりました。 報告は以上です。
議	長	説明及び報告が終わりました。議案第15号について質疑を行います。 何かご質問ありませんか。
13	番	議案付属資料10ページの位置図に表示されている申請地の形状ですが、11ページの公図に表示されている申請地の方が小さく見え申請地以外の土

	地も入っているように見えるのですが、何か理由があるのですか。
議 長	(高山班長、挙手) 高山班長。
高山班長	議案付属資料11ページの公図につきましては、地図に準ずる図面となっており正確性が低い古い図面であり、12ページと13ページに申請前の測量結果により作成された面積や形状等が正確な地籍測量図を掲載しております。14ページには地積測量図を基にした事業計画図も掲載しておりますので、ご覧いただければと思います。
議 長	よろしいですか。
13 番	はい。
議 長	他にご質問ありませんか。
	(質問なしの声あり)
議 長	質問なしの声がありますので、議案第15号について採決を行います。許可相当とすることと、秋田県農業会議に諮問すること及び許可の可否判断を会長に一任することに賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議 長	全員挙手。異議ないものと認め、議案第15号「農地法第4条の規定による許可申請について」は、許可相当の意見を付して秋田県農業会議に諮問し、答申を受け許可の可否の判断をすることにいたします。許可の可否については、次回の総会で報告いたします。
	次に、議案第16号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明をお願いいたします。
議 長	(高山班長、挙手) 高山班長
高山班長	議案第16号「農地法第5条の規定による許可申請について」、1 農地法第5条第1項の規定による許可申請書を受理したので、同条第3項の規定により秋田県農業会議に諮問するため同意を求める。2 農地法第5条第3項及び市町村への権限移譲の推進に関する条例第8条の規定により、許可の可否判断を会長に一任することの同意を求める。令和6年6月11日提出。

初めに、5条 使用貸借権設定 申請番号第1号 について説明させていただきます。議案書27ページ、議案付属資料は16ページから22ページをご覧ください。申請地は、湯沢市■■■■■、地目は畑、面積は■■■m²であります。

申請内容は、現在横手市でアパート暮らしであり実家に帰り同居したいが手狭なため、実家に隣接する兄が所有する申請地を借り受けて、住宅を建築するための転用であります。

申請地は、市立稲川小学校から■■■■■km、湯沢市役所稲川庁舎から■■■■■kmに位置し、東側は畑、西側は水路、南側は畑、北側は宅地に隣接しております。

農地区分は、第3種農地の判断要件である申請地からおおむね500m以内に教育施設■■■■■、医療施設■■■■■が存在することから、第3種農地であると判断いたしました。

事業計画は、住宅■■■m²と駐車場・雪捨て場等■■■m²を整備するものです。事業費は、施設・建物建設経費に整地経費・設計費を含み■■■■■円、測量・登記経費■■■■■円、搬入費等諸経費■■■■■円、計■■■■■円で、資金計画は全額自己資金となっており、残高証明書により確認しております。

被害防除計画は東側に緩衝地を設け周辺に影響が無いよう配慮するものです。汚水・生活雑排水は公共下水道で処理し、雨水は自然流下により処理する計画です。

許可判断として、申請地からおおむね500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設が存在することから申請地は第3種農地であり、事業計画等にも問題はなく一般基準を満たしていると考えます。

次に、5条 賃貸借権設定 申請番号第2号について説明させていただきます。議案書28ページ、議案付属資料23ページから29ページをご覧ください。申請地は、湯沢市■■■■■の内、地目は畑、面積は■■■m²であります。

申請内容は、JR奥羽本線横堀・三関間の線路上空の横堀こ線橋の老朽化に伴い橋梁の補修補強工事を行うため、工事現場付近の土地を借り受けて工事用車両等の留置場及び資材置場として、作業ヤードを設置するための一時転用であります。

申請地は、横堀駅から■■■■■km、湯沢市役所雄勝庁舎から■■■■■kmに位置し、東側は道路、西側は鉄道用地、南側は畑、北側は道路に隣接しており、農地区分は、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地（その他農地）と判断しました。

事業計画は、土木シートを敷設した上に鉄板を敷き、作業ヤード■■■m²を整備するものです。事業費は、用地借上経費■■■■■円、造成・整地費

円、搬入費等諸経費 円、合計 円で、全額自己資金となっており、残高証明書で確認しております。

被害防除計画については、緩衝地や防護柵を設けるとともに、敷鉄板・土木シートによる荷重分散を行い農地の防護をすることとしております。汚水・生活雑排水は発生せず、雨水は自然流下により処理し、復元工事は期間内に行うこととしており、復元資金についても自己資金となっております。

許可判断として、申請地は第2種農地であります。申請農地に代えて当該事業の目的を達成出来る他の土地は無く、不許可の例外である農地法施行令第4条第1項第1号イ及び第11条第1項第1号イの「仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うもの」に該当するものと考えます。

次に、5条所有権移転 申請番号第3号について説明させていただきます。議案書29ページ、議案付属資料30ページから36ページをご覧ください。申請地は、湯沢市、地目は畑、面積は m²であります。

申請内容は、申請人はの製造販売業を主とする会社を営営していますが、の製造工場等の敷地が手狭であるため、隣接する申請地を取得し、従業員・来客者・社用車用の駐車場を確保するための転用であります。

申請地は、湯沢市稲川勤労青少年ホームから km、湯沢市役所稲川庁舎から km に位置し、東側は道路、西・南・北側は宅地に隣接しており、農地区分は、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地（その他農地）と判断しました。

事業計画は、駐車場、緩衝地・雪積場、通路等 m²を整備するものです。事業費は、用地取得費は0円で、親戚である譲渡人より無償譲渡を受けるとのことです。造成・整地経費 円、測量登記経費 円、計 円で、全額自己資金となっており、通帳の写しで確認しております。

被害防除計画は、西側に緩衝地を設け周辺に影響が無いよう配慮し、汚水・生活雑排水は発生せず、雨水は自然流下により処理する計画です。

許可判断として、第2種農地であります。申請農地に代えて当該事業の目的を達成出来る他の土地は無く、不許可の例外である規則第33条第4号に該当するものと考えられるためやむをえないと判断しました。

なお、申請地の一部が既に駐車場として整備、利用されている状態ですが、申請人は、申請地が転用許可を受けなければならないことを知らずに、認識不足により事前着工となるような行為を行ったことを深く反省しており、今後このようなことがないようにすることを記載した始末書

		を提出の上で、今回、追認により許可を求めるものです。
議	長	ここで、現地確認結果について、16番 高橋 忠雄 委員から報告願います。
議	長	(16番 高橋 忠雄 委員、挙手) 16番 高橋 忠雄 委員。
16	番	議案第16号の現地確認について報告いたします。 5月27日、15番 高橋 郁夫 委員と私の2名、事務局1名とで現地確認をしてまいりました。 先ほど、事務局より説明があったとおり、5条所有権移転 申請番号第3号については、申請地の一部が駐車場として使用されている状況でありました。 それ以外の案件については、事前着工もなく、周辺の状況と申請書類を照らし合わせた結果、転用に当たっては特に問題がないものと見てまいりました。 報告は以上です。
議	長	説明及び報告が終わりました。議案第16号について質疑を行います。何かご質問ありませんか。 (質問なしの声あり)
議	長	質問なしの声がありますので、議案第16号について採決を行います。許可相当とすることと、秋田県農業会議に諮問すること及び許可の可否判断を会長に一任することに賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。異議ないものと認め、議案第16号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、許可相当の意見を付して秋田県農業会議に諮問し、答申を受け許可の可否の判断をすることにいたします。許可の可否については、次回の総会で報告いたします。
議	長	これをもちまして、本日の議案は全て終了いたしました。 (午後2時25分終了)

湯沢市農業委員会会議規則第13条第2項により、会議内容について相違ないことを認め署名押印する。

令和6年6月11日

議長 高橋 伸太郎 

署名委員 6番 姉崎 子志弘 

署名委員 7番 佐藤 昇 